

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携：取引先との協業による技術開発および新規事業創出を推進
- b. IT 実装支援：IT システムの活用による業務効率の向上
- c. グリーン化の取組：脱・低炭素化に向けた共同開発の推進、および環境保護・環境負荷低減に配慮したグリーン調達の推進
- d. 健康経営に関する取組：健康経営の推進および情報共有

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

- ① 価格決定方法：不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、受託事業者からの協議の申入れには遅滞なく応じることは勿論の事、少なくとも年1回以上、定期的な協議を呼びかけます。決定に際しては、受託事業者の適正な利益を含み、受託事業者における労働条件の改善（賃上げ等）が可能となるよう、十分に協議します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費、エネルギーコスト、および労務費の高騰があった場合には、そのコスト増加分の適切な転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、委託事業者は契約条件の書面等（電磁的記録を含む）による明示・交付を確実に行います。
- ② 支払条件：「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（中小受託取引適正化法）」に基づき、受託代金は、全額を現金で支払います。手形、電子記録債権、その他これらに類する直ちに資金化できない手段による支払いは行いません。また、支払サイトは、納品・役務提供の受領時より起算して60日以内とします。

- ③ 知的財産・ノウハウ：「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。
- ④ 働き方改革および物流事情等に伴うしわ寄せ：取引先も働き方改革に対応できるよう、受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。また、物流コストの高騰や、不合理な荷待ち時間の発生、輸送や荷役作業に係る費用の不当な据え置きを行いません。災害時等においては、受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

日本エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 中村 信秀
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。